

## 次期森林環境税に寄せられたご意見について

寄せられたご意見の概要	ご意見に対する考え方
<p>1 税制度の延長について</p> <p>税は、取り始められたら止められないため、徴収に反対である。</p> <p>平成 20 年度より市町村が森林整備計画を策定し間伐を進める場合に、国が費用を助成する新たな「交付金制度」を創設しているので、森林環境税の 5 年延長は必要ない。</p> <p>全国に先駆けた高知県の取り組みはすばらしく、継続に賛成。</p>	<p>森林環境税は、環境問題の重視と地方分権の推進を背景に、「県民参加による森林保全」の機運を高めるとともに、公益上重要な森林の環境面の機能を保全することを目的とし、平成 15 年度に 5 年の期間を定めて導入しました。</p> <p>平成 18 年度に行った森林環境税に関する県民・企業に対するアンケートでは、森林環境税の継続に賛成する意見が 80%を超え、ブロック会議や県民シンポジウムでも、継続を支持する声が多かったことから、20 年度以降も継続する方向で検討しています。</p> <p>なお、次期森林環境税についても課税期間の満了時に、改めて県民の皆さまのご意向などを踏まえて、判断をさせていただくこととなります。</p> <p>ご意見にある「交付金制度」は、間伐等を推進するため、林野庁が平成 20 年度予算として、概算要求しているものです。</p> <p>現時点では、予算化が決定されたものではありませんし、制度の詳細も不確定です。また、国が示している考え方は、森林環境税で行う事業とは趣旨や内容が異なると考えられるため、森林環境税の延長を検討するにあたっての前提にはならないと考えています。</p> <p>継続する方向で検討しています。</p>

## 次期森林環境税に寄せられたご意見について

寄せられたご意見の概要	ご意見に対する考え方
<p>2 負担について</p> <p>森林環境税を一律 500 円にした理由は何か。年金生活者も高額所得者も一律 500 円は納得いかない。(年収 500 万以上の人は、1,000 円、それ以下は 500 円に)</p>	<p>税額については、アンケートの調査結果などを参考にするとともに、県民が等しく偏らない負担で森林環境を保全するという基本的理念に沿い、個人、法人とも一律年額 500 円としています。</p> <p>徴収方法に関しては、県民の皆さまに等しく課税される個人県民税の均等割に上乗せしてご負担をいただいています。</p> <p>なお、個人県民税の均等割は、未成年者や生活保護を受けている方などは非課税ですし、年金のみの収入の方の場合は、一定の収入額(お住まいの市町村、配偶者の有無、年齢などで異なります)以下なら非課税となり、個人県民税の均等割に上乗せしている森林環境税についても非課税となります。</p>

## 次期森林環境税に寄せられたご意見について

寄せられたご意見の概要	ご意見に対する考え方
<p>3 用途について</p> <p>ハード面の取り組みは規模がこれまでと同様で、実に物足りない。こんなペースでは焼け石に水ではないか。</p> <p>環境教育は、そもそも国の予算で実施すべきもので、県の「森林環境税」を使ってまでやるべきものではない。</p> <p>森林環境税の事業で間伐など整備した山林が、10年、20年後に山林所有者に木材の売却として懐に入ることになるのはおかしい。 個人資産に対する税の投入は疑問である。 (たとえそれが環境保全の名目であっても) 個人の財産助成にどうして税か理解に苦しむ。</p>	<p>次期森林環境税では、二酸化炭素の吸収能力の高い35年生までの間伐が必要な若齢林の整備を、今後5年間でほぼ一巡させることを目標としています。</p> <p>なお、整備目標面積は、国の補助事業を活用するなどの工夫により、森林環境税の負担額(税額)は変えずにこれまでの約10倍以上にあたる26,250haとしています。</p> <p>教育に関する予算は国のみではなく、各自治体でも実状にあわせて予算を確保し必要な教育を実施しています。</p> <p>本県では、将来を担う子供たちを対象に、教育や学習の場で森林・林業の役割や生活との関わりに触れる機会をつくり、身近な自然環境への関心を喚起し、その保全への意識を育てることが必要との考えから、森林環境税を活用し小中高等学校が行う森林環境学習への支援を行っています。</p> <p>平成18年度に実施した森林環境税に関するアンケートでも、県民の75%、企業の86%が、「森林環境学習の支援を実施又は充実する」ことを支持していますので、次期森林環境税でも引き続き取り組むことを検討しています。</p> <p>森林は、木材の供給等の経済的機能のほか、その長期の生育期間を通じ、水源のかん養、国土の保全、生活環境の保全・形成・保健・文化・教育的な利用の場の提供等の様々な公益的機能を有しています。</p> <p>しかし、現在では過疎や高齢化、木材価格の低迷など、山村地域を取り巻く厳しい現状から、森林所有者だけに森林の保育や適正な管理を委ねることは困難な状況にあります。</p> <p>このようなことから、森林の恩恵に見合う公的な支援を行うことにより公益性を確保することは必要かつ妥当なこととの視点から、これまで、国、県、市町村等を通じて支援を行っています。</p> <p>本県では、このような考えのもと、森林環境税を含めて県民みんなで森を守る取り組みを行っています。</p>

## 次期森林環境税に寄せられたご意見について

寄せられたご意見の概要	ご意見に対する考え方
<p>森林環境税は、直接、森林所有者に支払っているのではないかと。少なくとも森林組合を通じて実施すれば後継者の育成につながり、メリットもある。</p> <p>山を守るための「作業道路網」を作ること。</p> <p>二酸化炭素の吸収源として森林を過大評価しているのではないかと。</p> <p>高知県が循環型社会の先進県とはどのような理由からか。</p>	<p>森林環境税を活用してダム上流域などの森林を整備する森林環境緊急保全事業では、地域の森林組合など森林を整備する林業事業体を対象に補助しています。</p> <p>作業道の整備は、継続した森林の整備や木を伐り出して販売する収入間伐を通じて森林環境を保全するための基盤として重要ですので、これまでも国や県などで支援しており、平成 18 年度の実績も次のとおりとなっております。一方、森林環境税では直接収入につながらない奥地の森林や若齢林を対象とした森林の整備を検討しています。</p> <p style="padding-left: 20px;">平成 18 年度実績（市町村単独事業を含む） 事業費 約 9 億 3 千万円 延長 約 220 km</p> <p>京都議定書において、我が国の温室効果ガス削減目標の算定に、森林による吸収量を算入することが国際的に認められています。</p> <p>本県では、「循環型社会づくりの推進」を重要課題として掲げ、森林環境税の導入や間伐の推進、環境先進企業との協働の森事業など、地球温暖化対策に繋がる本県独自の様々な取り組みを積極的に進めています。</p> <p>また、京都議定書の内容を尊重し、これを実践することは重要なこととして捉えておりますので、このような取り組みを通じて、循環型社会の先進県を目指しています。</p>

## 次期森林環境税に寄せられたご意見について

寄せられたご意見の概要	ご意見に対する考え方
<p>将来の排出権取引の制度化を考慮し、植林によって売却可能な排出権を増やしてはどうか。</p> <p>観光客を呼び込むために紅葉などの広葉樹林の植栽をしてはどうか。 森林の間伐だけではなく、天然林の育成・広葉樹の植栽すること。</p>	<p>国内での排出権取引は、現在、モデル的に事業が展開されている段階で、本格実施には時間がかかるものと考えられます。</p> <p>京都議定書では、森林による二酸化炭素の吸収を促進する手法として「新規植林」、「再植林」、「森林経営」という3つの手法が示されていますが、日本のように既に多くの森林が造成されている国にとっては、新たな森林の造成を行うことは非常に困難なことから、人工林の間伐などによる「森林経営」によって二酸化炭素の吸収を促進することとしています。このため、本県でも高知県緊急間伐推進計画を策定して、緊急性の高い手入れの必要な人工林の間伐に積極的に取り組んでいます。</p> <p>なお、県では、森林で吸収された二酸化炭素の吸収量を認定する制度や、木質バイオマスの利用で削減された二酸化炭素を認定する仕組みづくりなど、将来の排出権取引に向けた独自の取り組みを進めています。</p> <p>ご意見のありました広葉樹の植栽については、植栽にかかる経費や、成林するまでにかかる保育など多大な管理経費が想定されることもあって、まずは、緊急性の高い手入れの必要な人工林の間伐を進めることを優先して取り組んでいます。</p> <p>なお、地域の方々が行う広葉樹の植栽や天然林の育成については、これまでも森林環境税を活用する事業によって支援をしてきましたし、次期森林環境税でも引き続き支援できるよう検討を行います。</p>